

**グループホームふれあいの里 重要事項説明書**  
**認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護**

**1 事業者の概要**

事業者の名称	特定非営利活動法人ふれあいねっと
代表者の氏名	嶋田 弘子
所在地	東京都豊島区南長崎2丁目3番8号
電話番号	03-6908-0333
法人設立年月日	平成16年6月15日

**2 事業所の概要**

(1) 事業所の所在地等

介護保険事業所番号	1391600135
事業所名	グループホームふれあいの里
所在地	東京都豊島区南長崎2丁目3番8号
電話番号	03-6908-0333
管理者	佐藤 恵美

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	計	備考
管理者	*1	0	1	*介護職員と兼務
介護支援専門員	*1	*1	2	*介護職員、看護職員と兼務
介護職員	*5	*4	9	*看護職員、介護支援専門員と兼務
看護師	*1	*2	3	*介護職員、介護支援専門員と兼務

(3) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制
日中時間帯	6時～22時
利用定員	9名

(4) 事業所の施設概要

建築	鉄筋コンクリート3階建て	333.98m <sup>2</sup>
敷地面積		181.79m <sup>2</sup>
開設年月日		平成24(2012)年4月1日
ユニット数		1

<主な設備等>

居室数	9室 (7.45～8.50m <sup>2</sup> /1部屋)
食堂兼活動室	2室
台所	2か所
トイレ	6か所
浴室	2か所

(5) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	特定非営利活動法人ふれあいねっとが開設するグループホームふれあいの里は要支援2もしくは要介護者であって認知症と診断された高齢者（以下、「利用者」といいます。）に対し介護保険法の趣旨に従って、適切な事業を提供し利用者の生活の質の向上を図ることを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業の従事者は、家庭的な環境の下で利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供する。</li> <li>事業の実施にあたっては、豊島区、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</li> </ol>

3 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容	
認知症対応型共同生活介護計画の作成	1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 介護計画を作成した際には、介護計画を利用者に交付します。 4 介護計画作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。	
食事	1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行います。	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	1 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。

	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、処方された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するため、日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 医師による月2回の往診日を設け、利用者の健康管理にとめます。
その他		1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好的な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

#### 4 利用料

(1) 利用料は、(別紙)「グループホームふれあいの里 利用料金表」の通り。

(2) 利用料の請求及び支払方法

利用料の請求方法	① 介護保険給付サービス利用料は、前月分を翌月20日までに利用明細を添えて請求書を発行(郵送)します。 ② 介護保険適用外のその他の費用は、前月分を翌月20日までに利用明細を添えて請求書を発行(郵送)します。
利用料の支払方法	請求月の末日までにお支払い下さい。 事業者指定口座への振り込み支払いの確認をしましたら、領収書を発行(郵送)します。

## 5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
  - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
  - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
  - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難（自分で食事が摂れない日が持続、排泄・シャワー介助に介護者二人以上が必要等）であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

## 6 個人情報の保護

- (1) 事業所は業務上知りえた契約者、利用者並びにその代理人や家族に関する個人情報ならびに秘密事項については、利用者または第三者に漏らしません。この守秘義務は契約中及び契約終了においても同様です。
- (2) 職員は業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持します。また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

## 7 身体拘束等の行動制限

事業者は原則として利用者に対して身体拘束の行動制限は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、必要性などを利用者及び代理人に説明するとともに、文書による説明を得た後、一定の条件と期間内の元で行います。なお緊急やむを得ない場合には電話等により了承を得ます。

## 8 虐待の防止

高齢者虐待の防止並びに高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、身体的、心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄・放任等の虐待の防止等のために、次に掲げるとおり知不要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に従業者又は擁護者による虐待をと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区へ通報します。

虐待に関する責任者 理事 嶋田 弘子 、不在時は 管理者 佐藤 恵美

## 9 安全管理体制

### (1) 感染症の対策

① 「感染症・食中毒の予防蔓延防止に関する指針」に基づき感染症予防委員会を定期開催するとともに職員研修を実施し、感染防止に努めます。

② 感染症等発生時は迅速で適切な対応をはかり、蔓延防止に努めます。

### (2) 介護事故等の対策

① 「事故防止指針」に基づいて、事故防止委員会を定期開催するとともに職員研修を実施し、事故防止を図ります。

② 事故が発生した場合は、利用者の状況を確認し、必要な処置を行うとともに速やかにご家族へ連絡をします。重大な事故や事態が発生した場合には、速やかに関係機関（豊島区介護保険課）にも連絡します。

③ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 緊急時の対応方法

認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、医師への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名：医療法人社団 穂積会 井口クリニック 所 在 地：東京都豊島区南長崎 2-5-12 電 話 番号：03-5988-7595 診 療 科：内科、神経内科
【協力歯科機関】	医療機関名：医療法人社団翠聖会 新宿西口歯科医院 所 在 地：東京都新宿区西新宿 2-1-1 三井ビル 3F 電 話 番号：03-3344-4567 診 療 科：歯科

## 11 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者） 氏名： 嶋田 弘子

(2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に消火、避難、通報その他必要な訓練を行います。

## 12 サービスの第三者評価の実施状況

実施：有り 実施年月日：2024年1月27日

評価機関の名称：パブリックサービス R&C 合同会社

評価結果の開示状況：東京都福祉サービス第三者評価

### 1 3 苦情申立窓口

提供した認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

【事業者の窓口】 グループホームふれあいの里 管理者 佐藤恵美	所在地 東京都豊島区南長崎 2-3-8 電話番号 03-6908-0333 FAX 番号 03-6908-0333 受付時間 9:00~17:00
【市町村（保険者）の窓口】 豊島区介護保険課相談グループ	所在地 東京都豊島区南池袋 2-45-1 電話番号 03-3981-1318（直通） 受付時間 8:30~17:00 (土日祝及び年末年始 12/29~1/3 は休み)
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号 03-6238-0177（直通） 受付時間 9:00~17:00 (土日祝及び年末年始 12/29~1/3 は休み)

### 1 4 その他

#### (1) 面会時間

- ・ 10:00~18:00まで
- ・ それ以外の時間についてはご相談下さい。

重要事項説明日 年 月 日

上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

事業者	住 所	東京都豊島区南長崎 2 丁目 3 番 8 号
	名 称	特定非営利活動法人ふれあいねっと
	説明者	理事 嶋田 弘子

利用者	氏 名	
-----	-----	--

代理人	氏 名	
-----	-----	--